

平成 21 年 5 月 15 日現在

研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2007～2008
 課題番号：19730090
 研究課題名（和文） 適正な死因究明のための人体由来試料保管に関する法的整備の研究
 研究課題名（英文） A study of preservation of human tissue for death investigation

研究代表者
 氏名（ローマ字）： 武市 尚子（TAKEICHI HISAKO）
 所属機関・部局・職：千葉大学・大学院医学研究院・特任教員
 研究者番号：70436442

研究成果の概要：解剖後の人体由来試料保管のわが国における現状及び諸外国の制度を調査した。わが国では司法解剖後の人体由来試料保管について法規定の不備により、保管についての統一された基準が存在しないことが明らかになった。また、諸外国では解剖前の毒薬物スクリーニングが徹底していること、また臓器の管理や処分についても責任の所在が明確にされていることなどが示された。火葬中心のわが国においては一層人体由来試料保管の必要性が高く、諸外国のシステムを参考にして人体由来試料保管の法整備及び確実な保管システムの構築が必要であると考えられた。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
平成19年度	700,000	0	700,000
平成20年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,200,000	150,000	1,350,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：医事法学，死因究明，人体由来試料

1. 研究開始当初の背景

適正な死因究明が行われることは犯罪捜査、公衆衛生、保険に関する権利関係、その死をめぐる法的責任の確定等に不可欠であることは言うまでもない。近年では診療行為

に関連した死亡（以下医療関連死）の調査を中心に異状死届出とその後の死因究明制度の不備が指摘されているが、医療関連死に限らず、殺人や傷害などの犯罪による死亡に関

しても、適正な死因究明が行われているとは言えず、犯罪の見逃しや犯罪を認知しつつ起訴が困難となるなどの問題も相次いでいる。

このような問題が起こる背景として、(犯罪死、非犯罪死を問わず)院内での死亡例の異状死届出が適切に行われていないこと、従来の検視や検案で死因や犯罪性の有無を判定することが困難であることなどが考えられる。死因を究明するためにもっとも有効と考えられる手段は現在のところ解剖(付随する諸検査を含む)であるが、伝統的に遺体に対する遺族の愛惜の念が強く、解剖に対する抵抗感は大きいとされる上、公的予算・解剖医の不足もあって、我が国の解剖率は4%(そのうち法医解剖は1.3%)と低い。今後、解剖の意義や必要性が広く理解される必要があると考えられるが、全ての異状死例を解剖するのは困難である。そこで解剖に至らない場合でも遺体が火葬される前にCTやMRIを撮影し、画像診断資料を残すことも提案されている。ただし、毒薬物による死亡は画像では診断できず、犯罪の発覚が遅れ、また後日発覚しても証拠が残っていないなど、深刻な状況が続いている。

例えば著名な事件であるが、医師が妻に保険金を掛けてトリカブトとフグ毒を用いて毒殺した事例において司法解剖後、当初死因が「急性心筋梗塞」と診断されたものの、後日、保険請求と民事裁判の過程において、司法解剖時に採取し保管されていた血液より毒物が検出されたことにより毒殺が立証された。ところが、わが国では、鑑定終了後の試料保管に関する規定は、死体解剖保存法十八条に基づく教育・研究目的の保存しか定められていない。しかし、法医学教室では特に研究利用を目的とせず臓器などの人体試料を長期間保存することがある。それは鑑定終了後、事件に新たな展開があり再度の調査が

必要となった場合や、裁判で鑑定が争われ再鑑定が行われる(その場合は、他教室・他機関に臓器を提供することになる)場合のためであるが、捜査や再鑑定のための臓器保存に関しては、法的な根拠はない。

そこで死因不明又は非犯罪死と誤診された事例で、火葬後に犯罪が発覚した場合に、臓器からの毒薬物検出により立証できるか否かは、臓器が「偶然」あるいは「幸運にも」解剖機関に保管されているか否かに依ると言え、極めて不確実な状況にあると言えよう。

2. 研究の目的

前述のように法的根拠を欠いたまま、法医学教室が鑑定のために保存した臓器をそのまま保存しておく慣行は、その臓器を後に研究利用することができるという点では法医学教室側に、捜査や再鑑定などの利用を期待しつつも、保管場所や保管に要する費用を省くことができるという点で捜査機関側に、双方好都合である面もあるが、しかし、適正な死因究明という観点からも、倫理的観点からも、臓器についての管理体制や責任を曖昧にしたままで鑑定業務と研究を行っていくことは望ましくない。

さらに、院内死亡事例では、治療にあたった医師が不審に思いつつも、推定で死因を診断し、後に殺人が疑われる事例も数多く存在している。そのような事例は同様の手口を用いた事件が再度起こってから発覚することが多く、最初の事例については火葬が主流のわが国においては既に何の証拠も残されていないために立件が困難である。従って、異状死例につき、検視や検案担当者が必要と判断した場合には、(解剖に至らなくても)血液などの試料を一定期間保管する仕組みが必要であると考えられる。

そのために、上記の人体由来試料保管をどのように行うことが望ましいかを検討する

とともに、人体由来資料保管を行うためにはどのような法的整備が必要であるかを検討することが必要である。

本研究では、死因究明手続における人体由来試料保管の現状と問題点を明らかにした上で、海外の諸制度も参考にしながら、死因究明制度全体の問題に目を配りつつ、適正な死因究明を実現するための試料保管システムの構築を検討するための基礎的考察を行うことを目的とする。

3. 研究の方法

文献学的手法を用いた。また、2008年8月4日から8日までオーストラリアヴィクトリア州法医学研究所を訪問し現地調査及び関係者からの聴取を行った。

4. 研究成果

(1) 国内の現状

司法解剖後の人体由来試料保管に関し、国内複数の法医学教室を対象に調査した結果、保管期間(5年～無期限)や対象試料(血液、尿、体毛、血痕ガーゼ等)が各機関において区々であることがわかった(表1)。その理由として、解剖後の人体由来試料について、死体解剖保存法に基づく教育研究目的の保管以外の保管には、法的な根拠規定がなく、また学会としての統一基準も存在しないことから、当該機関の保管庫の容量や伝統次第でルールが決められているということが考えられた。

表1

	A 機関	B 機関	C 機関
ホルマリン固定臓器	無期限	5年	未定(保管庫の容量次第)
毛髪・陰毛	無期限	不定	無期限
尿	無期限	なし	不定
血液	無期限	不定	不定
血痕ガーゼ	なし	なし	無期限

(2) 比較法的考察

比較法的に考察するため、わが国と法制度が類似しているドイツ及びわが国と法制度が異なるオーストラリアについて文献的調査及び現地調査により検討した。

ドイツは検視業務を警察が担い、死因究明の要否を検察が判断し、法医学研究所に嘱託して解剖が行われる。解剖後は試料が保管されるが、検察官から法医学研究所に当該事件が終了した旨の通知がなされ、その後試料を処分するとのことである。ただし、土葬が中心の同国では、犯罪が発覚した場合、墳墓を発掘して遺体から試料を採取し、毒薬物分析が可能である点においてわが国と事情が異なることに留意すべきである。

オーストラリアでは死因究明の責任者はコローナーであり、コローナーの指示で解剖も行われる。試料の保管についてもコローナーの責任において行われる。また、訪問したヴィクトリア州の法医学研究所では、試料は番号で管理され、コンピューター上でその種類と所在が閲覧できるシステムが構築されていた。

(3) 結論

以上より、わが国では司法解剖後の人体由来試料保管について法規定の不備により、保管についての統一された基準が存在しないことが明らかになった。また、諸外国では解剖前の毒薬物スクリーニングが徹底していること、また臓器の管理や処分についても責任の所在が明確にされていることなどが明らかになった。

火葬中心のわが国においては一層人体由来試料保管の必要性が高く、諸外国のシステムを参考にして人体由来試料保管の法整備及び確実な保管システムの構築が必要であると考えられた。

(4) 文献

Burkhard Madea, Reinhard Dettmeyer.
Aerztliche Reichenschau und
Todesbescheinigung. Deutsches Aertzblatt
100; 48(2003)2633

ザビネ・リュッカート, 山本啓一訳. 未発
覚殺人. 丸善出版サービスセンター. 京都
(2003)

松宮孝明. 検死制度について. 犯罪と刑罰,
9(1993)153-158

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に
は下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

武市尚子. 法医学領域における人体試料の
取扱い. 医学のあゆみ, 222(2): 120-121,
2007.

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕なし

〔その他〕

ホームページ等
なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

武市尚子 (TAKEICHI HISAKO)

千葉大学・大学院医学研究院・特任教員
研究者番号: 70436442

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし